

第8回益子町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月22日(月) 午後1時30分から
午後4時00分

2. 会議開催場所 益子町役場 203会議室

3. 出席委員(24名…農業委員12名、推進委員12名)

会長

職務代理者

委員

| | |
|-----|--------|
| 12番 | 大塚 辰己 |
| 1番 | 勝田 育夫 |
| 2番 | 高濱 斉 |
| 3番 | 瀬尾 洋 |
| 4番 | 佐藤 武 |
| 5番 | 小倉 節子 |
| 6番 | 黒瀬 君枝 |
| 7番 | 菊島 誠 |
| 8番 | 浦壁 俊之 |
| 9番 | 法師人 文子 |
| 10番 | 鈴木 保 |
| 11番 | 床井 勉 |

農地利用最適化

推進委員

| | |
|-----|--------|
| 14番 | 池田 貞夫 |
| 15番 | 押久保 一郎 |
| 16番 | 福田 末夫 |
| 17番 | 仁平 博志 |
| 18番 | 萩原 一則 |
| 19番 | 吉田 栄治 |
| 20番 | 谷口 則幸 |
| 21番 | 滝田 末雄 |
| 22番 | 廣瀬 英夫 |
| 23番 | 加藤 久雄 |
| 24番 | 吉川 佳男 |
| 25番 | 堀野 信一 |

4. 欠席委員 1名

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見
決定について
- 第4 議案第42号 非農地証明願いについて
- 第5 議案第43号 農用地利用集積計画の決定について
- 第6 協議第15号 農業経営改善計画認定申請について
- 第7 報告第9号 農地法第18条6項の規定による通知について

その他 ●第9回益子町農業委員会総会の開催について
令和3年3月22日(月) 午後1時30分から

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大塚 栄
農地係長 上田 昌史
農地係 樋下田 悠平

7. 会議の概要

会議の概要については次のとおり

議 長 皆さんこんにちは。(職代挨拶)
議 長 ただいまの出席委員数を大塚事務局長より報告をお願いします。
局 長 ただいまの出席委員数は農業委員12名、推進委員12名、計24名でございます。出口会長からは欠席の届出が出ています。
議 長 過半数を越えているため、この総会は成立しております。これより総会を開きます。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議長 では、日程第1 議事録署名委員の選任について。益子町農業委員会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 それでは、4番佐藤委員、5番小倉委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の樋下田さんを指名いたします。

日程第2 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 日程第2 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号22、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の2ページをお願いいたします。議案第40号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号22、所有権の移転について、譲渡人：〇〇〇。譲受人：〇〇〇。許可を受けようとする農地：〇〇〇。譲受人の経営状況は、耕作面積9,754㎡、従農者1人、権利の設定は所有権移転売買となっております。

以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。

【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明を求めます。

〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は2月15日に行きました。場所は〇〇〇。現地は篠が生えていますが今きれいにしているところです。譲受人も近所で農業を営んでいるため問題ないと思います。皆様のご審議の程よろしく願います。

議長 それでは判断基準を含めこれより質疑に入ります。質疑はございませんか？

委員 ありません。

議長 それでは質疑を打ち切り採決に入ります。

議長 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につ

いて判断基準は全てに該当するとみなし、番号22は原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

委員
議長

(挙手)
挙手全員でございますので、本案は原案どおり許可することといたします。

議長 日程第2 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号23、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の2ページをお願いいたします。議案第40号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号23、所有権の移転について、譲渡人：〇〇〇。譲受人：〇〇〇。許可を受けようとする農地：〇〇〇。譲受人の経営状況は、耕作面積7,274㎡、従業者1人、権利の設定は所有権移転贈与となっております。

以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。

【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明を求めます。

〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は2月17日に行きました。場所は〇〇〇。現地は野菜が栽培されておりました。譲受人も近所で農業を営んでいるため問題ないと思います。皆様のご審議の程よろしくお願ひします。

議長 それでは判断基準を含めこれより質疑に入ります。質疑はございませんか？

委員

ありません。

議長

それでは質疑を打ち切り採決に入ります。

議長

議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について判断基準は全てに該当するとみなし、番号23は原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

委員

(挙手)

議長

挙手全員でございますので、本案は原案どおり許可することといたします。

議長 日程第2 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号24、事務局の説明を求めます。

事務局

総会資料の2ページをお願いいたします。議案第40号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号24、所

有権の移転について、譲渡人：〇〇〇。譲受人：〇〇〇。許可を受けようとする農地：〇〇〇。譲受人の経営状況は、耕作面積101,833㎡、従農者1人、権利の設定は所有権移転売買となっております。

以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。

【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明を求めます。

〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は2月18日に行きました。場所は〇〇〇。譲受人は埒地内で広く農業を行っている人であり、特に問題ないかと思えます。皆様のご審議の程よろしくお願ひします。

〇〇〇委員 売買価格について知りたい。

〇〇〇委員 本人から売買価格については伏せて欲しいとのことです。

〇〇〇委員 わかりました。

議 長 それでは判断基準を含めこれより質疑に入ります。質疑はございませんか？

委 員 ありません。

議 長 それでは質疑を打ち切り採決に入ります。

議 長 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について判断基準は全てに該当するとみなし、番号24は原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙手)

議 長 挙手全員でございますので、本案は原案どおり許可することといたします。

議 長 日程第2 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号25、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の2ページをお願いいたします。議案第40号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号25、所有権の移転について、譲渡人：〇〇〇。譲受人：〇〇〇。許可を受けようとする農地：〇〇〇。譲受人の経営状況は、耕作面積29,417㎡、従農者1人、権利の設定は所有権移転売買となっております。

以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。

【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明を求めます。

〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は2月20日に行きました。

場所は〇〇〇。遠方に住んでいて耕作ができないためにこのよう
なやり取りになったようです。皆様のご審議の程よろしくお
願いします。

議 長 それでは判断基準を含めこれより質疑に入ります。質疑はござ
いませんか？

委 員 ありません。

議 長 それでは質疑を打ち切り採決に入ります。

議 長 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につ
いて判断基準は全てに該当するとみなし、番号25は原案どお
り決することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙手)

議 長 挙手全員でございますので、本案は原案どおり許可することと
いたします。

日程第3 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対す る意見決定について

議 長 日程第3 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許
可申請に対する意見決定について。番号34、所有権の移転に
ついて、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の5ページをお願いいたします。議案第41号、農地
法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につ
いて、番号34、所有権の移転について、譲渡人：〇〇〇。譲受
人：〇〇〇。土地の表示：〇〇〇。申請の事由：一般住宅敷
地。申請の中身につきましては、別添の事業計画書を参照して
ください。

以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。

【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、
現地調査の日、結果ならびに補足説明、立地基準、一般基準の
説明を求めます。

〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は2月11日に行いました。
場所は〇〇〇。立地基準については第2種農地運用④第2の
(1)の力の(ア)、農地の集团的広がり9.52ha、小規模で生
産性の少ない農地、農業公共投資の対象となっていない農地
になります。一般基準は該当なしです。皆様のご審議をよろ
しくお願いします。

議 長 ありがとうございます。担当委員の、立地基準：第2種農

- 地運用④第2の(1)の力の(ア)、農地の集団的広がり9.52ha、小規模で生産性の少ない農地、農業公共投資の対象となっていない農地として、立地基準・一般基準を決めたいと思います。まず、立地基準はどうでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 委員 異議なしの声がありましたので、立地基準：第2種農地運用④第2の(1)の力の(ア)、農地の集団的広がり9.52ha、小規模で生産性の少ない農地、農業公共投資の対象となっていない農地で賛成の方の挙手を求めます。
- 委員 (挙手)
- 委員 挙手全員でございますので、第2種農地運用④第2の(1)の力の(ア)、農地の集団的広がり9.52ha、小規模で生産性の少ない農地、農業公共投資の対象となっていない農地とします。続きまして、一般基準はどうでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 委員 異議なしの声がありましたので、一般基準：該当なしで賛成の方の挙手を求めます。
- 委員 (挙手)
- 委員 挙手全員でございますので、一般基準を該当なしとします。質疑を打ち切り採決に入ります。日程第3議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号34は許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方の挙手を求めます。
- 委員 (挙手)
- 委員 挙手全員でございますので、番号34は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
- 議長 日程第3 議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号35、所有権の移転について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 総会資料の別紙をお願いいたします。議案第41号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号35、所有権の移転について、譲渡人：〇〇〇。譲受人：〇〇〇。土地の表示：〇〇〇。申請の事由：太陽光発電施設。申請の中身につきましては、別添の事業計画書を参照してください。
- 議長 以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。
【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明、立地基準、一般基準の

説明を求めます。

〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。今回の案件については申請者からの説明がありませんでしたので、現地調査は行っておりません。立地基準については第2種農地運用④第2の(1)のカの(ア)、農地の集団的広がり0.8ha、小規模で生産性の少ない農地、農業公共投資の対象となっていない農地。一般基準は該当なしです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。担当委員の、立地基準：第2種農地運用④第2の(1)のカの(ア)、農地の集団的広がり0.8ha、小規模で生産性の少ない農地、農業公共投資の対象となっていない農地として、立地基準・一般基準を決めたいと思います。まず、立地基準はどうでしょうか。

〇〇〇委員 本来であれば譲受人もしくは譲渡人が説明に行くものですよ。今回の案件は説明がなかったとのことですが許可を出してもいいのでしょうか。

事務局 事務局側で事前に連絡を取り合うようにとの説明はしています。本来であれば保留になりうる案件であると思いますが、今回の事案は違反転用是正の絡みで書類提出から総会までの日数もなかったものなので、今回の事案に関しては仕方ない部分があるかと思います。

吉川委員 今回の件は後からになってしまうが、総会後に譲受人から担当委員に説明に行ってもらおうということではないでしょうか。

議長 今回の案件については審議をすることとし、次回以降担当委員に対し、説明がないものについては基本的に保留をすることによってよろしいですか。

委員 異議なし。

議長 異議なしの声がありましたので、立地基準：第2種農地運用④第2の(1)のカの(ア)、農地の集団的広がり0.8ha、小規模で生産性の少ない農地、農業公共投資の対象となっていない農地で賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 挙手全員でございますので、第2種農地運用④第2の(1)のカの(ア)、農地の集団的広がり0.8ha、小規模で生産性の少ない農地、農業公共投資の対象となっていない農地とします。続きまして、一般基準はどうでしょうか。

委員 異議なし。

議長 異議なしの声がありましたので、一般基準：該当なしで賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 挙手全員でございますので、一般基準を該当なしとします。質疑を打ち切り採決に入ります。日程第3議案第41号 農地法

第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号35は許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 挙手全員でございますので、番号35は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第4 議案第42号 非農地証明について

議長 日程第4 議案第42号 非農地証明願について、番号30、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の7ページをお願いいたします。議案第42号 非農地証明願について、番号30、申請人：〇〇〇。申請地：〇〇〇。申請の事由：849番1については昭和57年より原野になっています。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当の加藤委員より補足説明を求めます。

〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地確認は1月11日に行いました。場所は〇〇〇。説明は以上です。

議長 それでは質疑に入ります。みなさまご意見はございませんか。

委員 ありません。

議長 質疑を打ち切り採決に入ります。議案第42号非農地証明願について、番号30は原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案どおり証明することといたします。

議長 日程第4 議案第42号 非農地証明願について、番号31、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の8ページをお願いいたします。議案第42号 非農地証明願について、番号31、申請人：〇〇〇。申請地：〇〇〇。申請の事由：昭和62年より宅地となっています。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当の瀬尾委員より補足説明を求めます。

〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地確認は2月4日に行いました。場所は〇〇〇。現地は宅地の一部となっております。説明は以上です。

議 長 それでは質疑に入ります。みなさまご意見はございませんか。

委 員 ありません。

議 長 質疑を打ち切り採決に入ります。議案第42号非農地証明願について、番号31は原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙手)

議 長 挙手全員でございますので、本案は原案どおり証明することといたします。

議 長 日程第4 議案第42号 非農地証明願について、番号32、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の9ページをお願いいたします。議案第42号 非農地証明願について、番号32、申請人：〇〇〇。申請地：〇〇〇。申請の事由：昭和44年より宅地となっております。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当の〇〇〇委員より補足説明を求めます。

〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地確認は2月22日に行いました。場所は〇〇〇。現地は庭の一部になっています。説明は以上です。

議 長 それでは質疑に入ります。みなさまご意見はございませんか。

委 員 ありません。

議 長 質疑を打ち切り採決に入ります。議案第42号非農地証明願について、番号32は原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙手)

議 長 挙手全員でございますので、本案は原案どおり証明することといたします。

日程第5 議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 日程第5 議案第43号農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の10ページをお願いいたします。議案第43号 農用地利用集積計画の決定について。告示予定年月日：令和3年

2月24日。利用権の設定等を受ける者：13人、利用権の設定等をする者：20人、利用権の設定等の面積：63,868.00㎡。所有権の移転を受ける者、利用権の移転を受ける者はございません。利用権設定等の種類別面積【総会資料10ページの表を説明】農用地利用集積計画内容（設定）【総会資料10ページから14ページの表を説明】説明は以上です。

- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、何かご意見等はございませんか？
- 委 員 異議なし。
- 議 長 それでは質疑を打ち切り採決に入ります。日程第5 議案第43号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手)
- 議 長 挙手全員でございますので、本案は原案どおり決定することといたします。ここで暫時休憩とします。

【 休 憩 】

日程第6 協議第15号 農業経営改善計画認定申請について

- 議 長 日程第6 協議第15号農業経営改善計画認定申請についてです。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 資料の16ページをご覧ください。
【議案書を読み上げ、総会資料16ページの農業経営改善計画認定申請を説明。】
以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 何か質問のある方はございませんか？
- 委 員 ありません。
- 議 長 ないようですので、日程第6 協議第15号農業経営改善計画認定申請について、認定番号20-42からH30-04について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手)
- 議 長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は原案どおり承認することとし、町長に回答いたします。

日程第7 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- 議 長 日程第7 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より報告事項の説明を求めます。
- 事務局 総会資料の17ページをお願いいたします。報告第8号、農地法第18条第6項の規定による通知書について。番号、賃貸人等、賃借人等、解約をしようとする農地、賃借情報、合意解約日、土地引渡し日、の順に読み上げます。
【総会資料17ページを説明】
説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、何かご意見等はございますか？
- 委 員 ありません。
- 議 長 特にないようですので、以上で報告第8号を終わります。

その他

- 議 長 その他、事務局の説明を求めます。
- 事務局 ●第9回の農業委員会が令和3年3月22日(月)の午後1時30分より行われますのでよろしくお願いいたします。
- 議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに協議、報告事項はすべて終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

令和2年2月22日(月)

議 長
議事録署名人
議事録署名人
書 記

